



果警察を維持しないことと決定したものは、只今のところ明年四月一日まであります。されど、かかる時期間その実現を見ないでいることは種々障害のあることを予想せられます。そこでこれらの町村が希望しますにおいては、この警察責任の転移の時期を繰上げることのできる途を設けることが適当であると存ずる所以であります。

次に法案の内容について説明申上げます。本法律案は、本則及び附則の各一項からなつておりますが、本則におきましては昨年十一月一日以後に住民投票の結果警察を維持しないことと決定し、その旨警察法第四十条の第六項の規定によりまして内閣総理大臣に本村について適用されるのであります。これらの方のうち、警察維持の責任の転移の時期を繰上げることとすることを希望する町村につきましては、町長が議会の同意を得て五月二十日までに国家公安委員会を経て内閣総理大臣に申請することを要することになりました。この申請のあつたときには、當該町村は來年四月一日まで待つことなく、本年六月一日に警察を維持しないこととなることにいたしました。

次に附則といたしまして、この法律は、公布の日から施行することとしたのであります。又同第二項は、右の市議会の議決は、當該市の設置の日から五十年以内にこれを行うべきこと、及び、この説明であります。何とぞ御審議のほど

をお願いいたします。  
民投票の結果が確定しているのにかかる長期間その実現を見ないでいることは種々障害のあることを予想せられます。そこでこれらの町村が希望しますにおいては、この警察責任の転移の時期を繰上げることのできる途を設けることが適当であると存ずる所以であります。

多數の町村においては、町村財政、警察人事、警察活動の諸面から自治体の特例に関する法律案の提案理由を説明いたします。

まず、一般提案された市の警察維持の特例に関する法律案の提案理由を説明いたします。希望が強く、そのため、昨年警察法の一部を改正し、若し住民の多数が希望するなら、一定の手続を審てこれを實現し得る途を開いたのであります。

ところが、かかる町村が市になりますと、住民多数の意思は依然として、国家警察の維持を欲していくても警察法第四十条第一項の規定によつて、当然又自治体警察に復帰しなければならないのであります。これは、警察法の右の規定が住民多数の意思に逆行するのを得ません。そこでこの不都合を除去するため、今回この特例法を設けた次第であります。

次に本案の内容につき、概略を御説明申上げます。

警察法第四十条第三項の規定によりまして、警察維持の責任転移が行われた町村が、當該町村の区域を以て市を設置した場合、或いは他の警察を維持しない町村の区域を含めて市を設置した場合においては、警察法第四十条第一項が、市は全部自治体警察を持つべきものと定めています。

以上のとおりまでも、その規定にかかるわらず、當該市は市議会の議決を経て警察の維持は、国家に任せてもよいことができる

の場合は當該市長は、議決の結果を国家

公安部員会を経て内閣総理大臣に報告すべきものといたしたのであります。

元来本案の趣旨とするところは、住民多数の意思を以て、警察維持の責任転移を決定するといふことが、その狙いです。若し、逆に、前述の手

統によつて自治体警察を持たなくなつた市が、再び自治体警察を持ちたいとするときに、住民投票によつて、これを維持することができることといつたのが、本案第二条第一項の規定で、前年の決定から二年間は転移の手段をとることを得ないものとし、又その転移を時間的に無制限に放任して置きますと、安定を欠くこととなりますので、前の決定から二年間は転移の手段をとることを得ないものとし、又その他の住民投票に関しては、警察法第四十条の三の規定を準用することとしましたのが本案第二条第二項の規定であります。

その内容について御説明申上げますと先ず交叉点における交通の円滑を図るために、自動車又は無動力車の右折

方法の原則である「外小回り」に対しても、その内容について御説明申上げますと先ず交叉点の状況により特に

定定

す。

その内容について御説明申上げますと先ず交叉点における交通の円滑を図るために、自動車又は無動力車の右折

方法の原則である「外小回り」に対しても、その内容について御説明申上げますと先ず交叉点の状況により特に必要があると認めて指定した場所における通機関に対する規制を実情に即せしめられればならないことといたし、次に交

道規制

の規制の簡易化についても、その内容について御説明申上げます。

○委員長(西郷吉之助君) それではこの議員提出の二法案の提案説明はこれで終りますが、更に警察關係の道路交

通取締法の一部を改正する法律案の提出理由を聽取いたします。

○政府委員(鶴澤昇君) 今般提案いたしました道路交通取締法の一部を改正する法律案の提案理由並びにその内容

について御説明申上げます。

現行の道路交通取締法は、昭和二年十一月に制定、翌二十三年一月一

に一部改正を加えられたのであります。

二年十一月に制定、翌二十三年一月一に一部改正を加えられたのであります。

が、その後の実情に鑑みて、交

点における自動車の右折方法の例外規

であります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の大要であります。何とぞ御審議のほどをお願いいたします。

○岩木哲夫君 町村警察の維持転移に関する改正案に対して、より詳しく述べますから御質疑をお願いいたしたいと思います。

議のほどをお願いいたします。

日理事会でお詫びしました通り、町村警察維持の特例法案並びに市の警察維持の特例法案について時間がございましたから御質疑をお願いいたしました。

維持の特例法案について時間がございましたから御質疑をお願いいたしました。

議のほどをお願いいたしました。



へ自治体警察を持たない町村が合併いたしました場合には、議会の議決があつましようと、何がありまつようと、自治体警察を廃止することはできないことになつておるのであります。零のものだけが寄つた場合と、こういうことになつておりますので、その点御了承願いたいと存じます。

なお、国又は自治庁、或は警察、そういうものの連絡につきましては、提案前にもよく連絡調整をとりまして、折角この案が各位の御賛成を得て成立いたしましても、死文と化して実現ができないようなことは効果がございませんので、幸いに成立いたしましたば、実際の効果を結び得るよう事前の通絡はとつてある次第でござります。

○石村幸作君 提案者にちよつと御伺いしますが、この法案を御提案なさる以上は、こりう希望をする町村、これが全国で大よそどのくらいあるかといふ点はお調べになつたことと思いまが、それの数ですね。それからできれば、主としてどういう町村か、その町村名、そういうようなものをおわかりになつたらちよつとお教え願いたいと思います。

○衆議院議員(河原伊三郎君) その点につきましては、国警側から詳細な説明をして頂きたいと思います。

○中田吉雄君 もよつとそれに関連してしまして決議をした年月日も一つ知りたいと思います。これはもうすでに御存じのように、この法律が通つたつて今後公聽会を開いたり、その他議決はできないわけです。いつどの県で、どの村というように一つ町村をはつき

りして……。  
○説明員(柴田達夫君) 便宜私から資料に基いてお答えをいたします。

これは昨年の十一月一日以降町村がになつておるものであります。零のものだけが寄つた場合と、こういうことになつておりますので、その点御了承願いたいと存じます。

なお、國又は自治庁、或は警察、そこの法の対象になるべき町村で住民投票が終つておりますものが五ヶ町村ございます。現在までに住民投票を行ひまして、昨年の十一月一日以降、つまりこの法の対象になるべき町村で住民投票を行ひました。名前を申上げますと大阪府の國分町、愛知県の守山町、これは日本をといふ今のお話がございましたので、大阪府の國分町は二十六年の十二月十日に住民投票、愛知県の守山町は、これは住民の直接請求によりまして住民投票を行なつておるのであります。これが本年の一月四日に住民投票をしまして廃止と決定いたしておりました。三番目は北海道の森町であります。これは本年の三月の二十日に住民投票をやりまして廃止の決定をいたしました。四番目は岡山県の茶屋町、これが本年の四月二十六日に住民投票をやりまして廃止に決定いたしております。五番目は北海道の遠軽町、これが四月の二十七日に住民投票をやりまして廃止に決定しております。

以上の五つの町村がつまりこの法案の対象となる十一月一日以降すでに住民投票を行いまして廃止としまつてある町村でございます。それ以外に議決を行いつつある町村がかなりこちらのほうへ申告をして参つておりますが、その正確なる数、日についてのものは現在まだわかつております。住民投票を行います日にちがきまつておるも

のもあれば、きまつておらないものもあるようなわけでございまして、正確なる御報告はいたしかねるのであります。御承知と存じますが、議決をいたしました後二十日間の住民投票までに余裕がございます。すでに今月に入りましたからも住民投票を行いつつあるものがあつて、まだ報告の参つておらないものがあるようなわけであります。大体の見通しといたしましては今までの五つのほかに同様な事情にありますよな町村が十か二十ぐらいの数は併行的に議決が進んでおるようであります。いずれこれは又御要求がありますれば資料を差上げたいと思います。

○中田吉雄君 逤子なんかは決定しておりませんか。  
○説明員(柴田達夫君) 逤子は報告が参つております。

○中田吉雄君 あなた報告されなんだでしよう。  
○説明員(柴田達夫君) 議決の報告だけが参つております。これは四月の二十六日に議決の報告が参つておりますので、住民投票の日にはまだ報告を受けおりません。

○中田吉雄君 まだやつていな。

○説明員(柴田達夫君) はあ。  
○岡本愛祐君 河原さんにお尋ねいたしましたが、市の警察維持の特例に関する法律案、これはなぜ警察法の本文に入れられなかつたのか、これはこれかららずつと続く法律であります。町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案と性質が違うと思うのです。これをなぜ警察法で改正しないか、それを尋ねしたい。

○衆議院議員(河原伊三郎君) 市にはありますれば、自ら自治体警察を置くのが本義とあります。本義でない特別な道を行くのでありますから、その本義とするものと、特別な特別なものだといふ性格をはつきりとして、どうであります。御承知と存じますが、議決をいたしました後二十日間の住民投票までに余裕がございます。すでに今月に入りましたからも住民投票を行いつつあるものがあつて、まだ報告の参つておらないものがあるようなわけであります。大体の見通しといたしましては今までの五つのほかに同様な事情にありますよな町村が十か二十ぐらいの数は併行的に議決が進んでおるようであります。いずれこれは又御要求がありますれば資料を差上げたいと思います。

○岡本愛祐君 只今の御答弁では少し不完全でないかと思うのです。置くのが当り前だといふのならば「市及び人口五千以上の市街的町村は、その区域内において警察を維持し法律及び秩序の執行の責に任ずる。」とあるのであります。しかも人口五千以上の市街的町村も同様である、それでただ市街的町村についてはどうこうといふことをこの間の改正でやつたのであります。今度又市についてはこういう改正をするとあります。而も恒久、これからずっと将来に向つて続けて行く規定である、今の御答弁しや不完全だと思いますが、何かかに御事情かありますか。

○衆議院議員(河原伊三郎君) 只今申上げました通り、以外のいわゆる他意はないわけでございます。

○岡本愛祐君 只今お述べになつたたふうな点よりいたしまして、政府におきましては急速に警察法の改正を、治安対策の確立といふ観点から警察法の改正を企図しておるやに聞くのであります。併しこの立案者と、そうして政府とは何ら無関係の下に、無連絡の下にこれを立案いたした次第でござります。

○衆議院議員(河原伊三郎君) その後の情勢の変化と申しますか、そういうふうな点よりいたしまして、政府におきましては急遽に警察法の改正を、治

安対策の確立といふ観点から警察法の改正を企図しておるやに聞くのであります。併しこの立案者と、そうして政府とは何ら無関係の下に、無連絡の下にこれを立案いたした次第でござります。

○衆議院議員(河原伊三郎君) 私の御質問している要點は、まあ取りあえず軍隊の特例法律としてやつておいて、そういう警察法の大きな改正のあるときにはこれを改正して織込んでしまうのだといふよう

な御意味ではないのだろうか、それをお尋ねしておるのであります。

○衆議院議員(河原伊三郎君) そういうがて行かれるであろう警察法の改正のところへ織込んでしまうという意図の下でしたものではございません。併しながら警察法が改正されることにせんけれども、特例であつても恒久的

なりまして、この特別案に影響のある改正が行われば、おのずからその場合にその改正の御審議の際に影響のことと存じます。

○岡本愛祐君 岩木君が質問されたことに関連して政府委員の方たにお尋ねおきたい。岩木君の御質問は、國家地方警察の警察吏員に対する公務災害補償の場合の基準を、最近に国家地方警察のほうできめられたということであろうと思うのです。而してこの自治体警察のほうにもそれと同じような公務災害補償の規定をきめておいたらいいじやないかといふ、その連絡のこつまり地方警察吏員のほうは、国家地方公務員の災害補償の規定によつて補償を受けるということになるんですねが、小さな市町村においてはそれが自治体警察を持つていてもそれと同様にそれが国からそういう費用が出ないなか／＼百万円といふような補償は、予算の都合上なかなか出しにくく、殊にそれが国からそもそも費用が出ないときにはとても弱る。そこで消防団員なんかにつきましては、そういう場合に特別平衡交付金のほうでそれに応じて国家から町村に渡すということに話がついてある。で、そこまで国家地方警察のほうでもよくやつておいたわなければ困る、それが一つであります。

それからこの警察法の第七章の国家

非常事態の特別措置の場合に、内閣総理大臣が自治体警察のほうも統轄をする。そういう場合には自治体の警察吏員のほうが、公務で災害を受けた、そ

う場合には国家のほうから当然出ると思うのですが、その点はどうなんですか、その点が第二点。

第三部 地方行政委員会議録第三十号 昭和二十七年五月二十二日【参議院】

それからこの消防団なんかも法律によりまして、そういう場合に警察に協力をしなきやならんことになつております。で、国家非常事態のときに、消防団員が命によつて協力をした。そして公務災害を受けたといふ場合に、消防団員が命によつて協力をしたといふ場合に、消防団員まで国家で当然補償すべきであると思う。それはどうなんですか。どういうふうにお考えでしょ

うか、それが第三点。これを先ず伺つておきたいと思います。○説明員(柴田達夫君) お答えいたしました。只今のお話便宜二番目からお答えいたします。先ほど岩木さんの御質問にお答えいたしましたように、一応国家地方警察の職員だけを対象とした特例平衛交付金の対象となるかどうかといふと、先ほどもお話をございました通り、地方財政のほうの当局にも十分に連絡いたしておりますので、そのほうで措置をとつて頂きたいと思います。

それから第三番目の点は、今の特別自治体警察の職員も先ほどの賞恤制度の中に國から費用が出せるようにいたしております。なお国家非常事態ばかりでありますんで、警察法の中で國家地方警察の要求によつて、自治体警察が国家地方警察に応援をいたしました。警察の吏員が出動したといふ場合は、自治体警察の職員だけを対象とした特例平衛交付金の問題といつまつてあります。なほ、国家地方警察の職員も先ほど申上げました賞恤の対象ともいふべきです。議員提案としてこのよ

うな法案をお考えになつておるということを私は伺つておる次第であります。○岡本愛祐君 第一点、即ち町村における第一次はその町村がその公務災害の補償の処置をしなければならぬ場合には、今お話をありましたように、勿論第一次はその町村がその公務災害の補償の処置をしなければならぬ。それは当然であります。併し小さい自治体においては、大きな公務災害の場合に負担しきれない。そこで消防の場合において、もうすでに先例ができることがあります。二十人も、小さな村で難破船を助けに行こうといふので助けに行つたところが顛覆して全部死んでしまつたと、そういう場合には特別平衡交付金で村の財政が立ち行くようにしてもらつた。そうして今度は警察の場合も同様であつて、そういう場合が起つたならば、特別平衡交付金でそ

うふうにしてやらなければならんと思ふのですが、それをどういうふうに考へておられるか。地財委のほうから……

あれば……。で、更に國家側の警察力の建前から消防団に協力しろといふ要請がございまして、法律の規定によつて出動した、そして公務災害にかかるたという場合に……民間の人ではないのです。

○政府委員(武岡喜一君) 警察吏員の測定におきましては、只今御指摘のように、大規模な特別な財形になつておりますので、その度にとどまつて、制度をきめまして、大体自治体警察側において、できる限りこの趣旨に準じて措置をとつて頂くようになります。実際問題としてに小さい自治体警察では困るようなこともあると思っておりますが、その場合も只今申上げました通り、國の要求といふものによつて救済される場合も多いのではないかと思

います。純粹の財政的問題といたしましては、これが特別平衡交付金の対象となるかどうかといふと、先ほどもお話をございました通り、地方財政のほうの当局にも十分に連絡いたしておりますので、そのほうで措置をとつて顶きたいと思います。

これが調整を図るということは、これまでも実際そういう取扱をしております。警察官又は警察吏員はこの災害の場合關係ではなく、その他の消防団の民間の方を網羅した意味でございまして、非常に大規模な特別な財政需要を考えなければならぬようになります。警察官又は警察吏員はこの災害

の場合は、衆議院のほうでさよな警察に対する協力者に対しても、災害補償制度を設けようということを、現在御

議院のほうで、議員提案としてこのよ

つてはいる規定もあります関係もござりまするし、それを財政力の弱いものが集まつて市になつたから又警察を持たなければならんといふうなことを義務付けるということは、どうか。住民の多数が欲しないならば、一應持たなくともいい途を開くことがいいのじやないかといふうな点が主なる狙いでございますが、副産物的な考え方といつしましては、これは今警察当局もおられますのにどうかと思ひますけれども、警察の一面を端的に表現した或る市長の言葉としまして、警察を置くのは泥棒を飼つておくよななものだ、何ら生産的なことがなくて、金が要るばかりだ、表向き金を取られるばかりは誠に有難くない存在である。そこで財政力の豊かな面でありますれば、そとも聞くのでありますか、要するに財政面から考へまして、警察といふものは誠に大きな問題になる。そこでそれが非常な大きな問題になる。そこが考へられておりまする際に、警察を持たなければならないことになつておる場合と、まあ持たなくて済む場合とでは、自治体の基礎を強固にするという行き方の上に相当な影響があるのじやないか。こういうふうなことも第二義的な狙いとしてこの発案をいたしました次第でございます。

○中田吉雄君 国警のほうにお尋ねしますが、今廃止を決議し、そうした議會でやつてあるよな所で、それぞれ市になりそうな所で、人口どれくらい

あるかすぐわかりますか。

○説明員(柴田達夫君) 廃止をしたばかりで市になつてしまつたといふ所だけはわかつております。市になつたわずかでござりますから、いろ／＼合併いたしまして、人口は詳細わかりませんが、まあ三万以上になつておるわけあります。廢止は、御承知通り、昨年の十月にいづれも住民投票をやりました。廢止をしたばかりの所であります。が、この四月から市を作つております所は、岡山県の笠岡市、鹿児島県の阿久根市、岩手県の大船渡市、富山県の魚津市、この四つが町村警察を住民投票によりまして去年の十月に廢止をいたしまして、すでに国警になつておるもののがそのままの市になつて、今や市警を置くべきか否かといふことの岐路にあるわけであります。今の本法によりますれば、市警を置かなければならず、この特例ができますれば、その意思によつては国警のままで行けるといふ対象になる市でございます。このはかに今までに廢止せられたところの町村が将来市をどの程度作るかどうかといふことにつきましては、ちょっと予想がつきかねる次第であります。一般的市を作れば市警を置かなければならぬといふことから、市を作ることを躊躇しているような所もあるやう聞いていける向きはござります。若干はそういう所が出るであろうと思いますけれども。今それをつまびらかにいたしておらない次第であります。

○中田吉雄君 国警のほうにお尋ねいたしますが、去年の十月三十一日までに住民投票をやつて自治体警察を廃止した数は幾らで、なお町村で置いておるもののが幾らか、わかりますか。

○説明員(柴田達夫君) 去年の十月から住民投票の結果廢止いたしました町村は、その当時千三百十四の町村のうちで、二十二四が十月一日から廢止いたしました町村であります。十月三十日まで更に住民投票で廢止を決定いたしまして本年の四月から更に国警に責任が転移いたしております町村が、そのほか四十九町村でございます。合せまして千七十三町村が廢止をいたした統計になつております。そこでは現在は自警をお維持している町村の数は二百三十七、この二百三十七の中で、先ほどここでちよつと資料に基いて御説明いたしましたように、すでに住民投票の結果廢止を決定いたし、それがその後更に五つは廢止を決定しておりますのが五つござります。(二百三十七現行の算定の基礎となりまする財政需要額につけています。これは装備等も入れまして、そのうち更に五つは廢止を決定しておるというふうに御承知を願います。

○中田吉雄君 この廢止をいたしましたいろいろ／＼な理由を御調査されたと思いますが、財政難とか、合併の問題とか、いろ／＼あると思うのですが、大体大量観察をされてどういうふうな理由で廢止しておる、そうして町村当局は議会にどういう理由で廢止したがいいというような説明をして、いますか。そういう御調査はできていますか。

○説明員(柴田達夫君) 大体の、統計的理由を挙げたものが幾つあつて、何%という数字は現在持ち合しておりますが、大乘的に見まして財政上の理由といふものが第一に大きな理由であります。この理由を挙げているものが多いだらうと思います。併せて町村の警察を維持する単位としての規模の問題、能率の問題が第二の理由である。そのほか警察の行政管理上のいろいろの不便、人事の形態とか、その上に責任が転移いたしております町村が、そのほか四十九町村でございます。合せまして千七十三町村が廢止をいたした統計になつております。そこでは現在は自警をお維持している町村の数は二百三十七、この二百三十七の中で、先ほどここでちよつと資料に基いて御説明いたしましたように、すでに住民投票の結果廢止を決定いたし、それがその後更に五つは廢止を決定しておるというふうに御承知を願います。

○中田吉雄君 国警一人当たりの大体国家予算で組まれた一人当たりに割つてどれだけの費用になつてゐるか。予算單価です。それから自治体のは十九万幾つかなりで、その点等も一つ、両方お伺いしたい。

○説明員(柴田達夫君) 平均交付金一百円と、こらいう数字を見ております。○中田吉雄君 河原議員にお尋ねいたしますが、警察としては自治体警察がいいとお恩いりますか。警察制度のどうがいいと思います。警察制度のどういうあり方が適当でありますか。国家警察が、これは警察人員一名当たり十九万五千百円と、こらいう数字を見ます。ことは問題であります。只今提案になつてあるような、市になつてもなお置かないといふことから行きまとして、明らかに弱小町村に置くといふことは問題であります。只今提案になつてあるような、市になつてもなお置かないといふことから行きまとして、明瞭に警察を維持いたします。そのためには一人で十九万ではやれませんからだん／＼市のほうとしても財政難にかこつけて、そういうこのたびの特例によつて開かれたものが機になつて全面的にやはり国警に移管するような橋頭堡になりはしないか。まあ總司令部の方が言われたのでは、日本のいろいろな民主的な改革をやつたものが最初に根本的に骨抜きになるのは警察制度であろうといふうにも言われたやうに聞いておるんです。私は六月一日から施行するという案について了承できるといったしましても、やはり自治体に特例を開くといふことは、これが特例ではないに、実は警察制度を根本的に変える一つのきっかけになるでは、ないかといふことを憂慮いたしました。むしろ私はこの予算單価について、むしろ私はこの予算單価について、むしろ私はこの予算單価について、財政難の面から廢止しなくてもいいといふうな手を打つことが、やはり民衆的な警察制度を残す上に必要ではな



を持たなかつた上うなものを集めたと  
いうときには、これはどうしても警察  
を持たなければならんということにな  
るのでしょか、その点はどういうふ  
うにお考えになりますか。

○衆議院議員(河原伊三郎君) 今まで  
の自治体警察を持つておらないものば  
かりの集まりによる市、及び一旦持つ  
ことはありましたが、すでに返上し  
てしまつておつて現在ないものばかり  
若しくは前からなかつたものとなくし  
たものとの、要するに現在において零  
ばかりのものの集まりの場合だけに限  
るわけでござります。

○岡本愛翁君 そういうふうに今一条  
がなつてないのですが、どれかが一  
つ持つてある。持つていなかつた以上  
はそういうことはできないので、零ば  
かり、今まで持つていなかつたものば  
かり集まつて市になつたときにはど  
うしても持たなければならんとい  
うことになるのです。実際問題には差支  
えないと思いますけれども、もう一度  
揚足取りにして、甚だ恐縮だがそ  
ういうことになりはしないかと思いま  
す。

○衆議院議員(河原伊三郎君) 趣旨は  
私の申しした通りであります。法文は  
そうなつておりますが、併し今  
まで町でなかつたものが市を作  
るということはまあ大体ないと想いま  
すので、そういうようなことになつて  
いる次第であります。

○中田吉雄君 それはあるのですよ、  
島根県に……これは倉吉というの市  
でないのです。國警なんです。それが  
今関係町村を集めて市になるので  
す。

○岡本愛翁君 私はまあ仮定の場合と  
左の事件を付託された。

昭和二十七年五月十七日印刷

昭和二十七年五月十九日発行

して申上げたのですが、現にそういう  
ことがあるとすると、これはもう少し  
書き直さんと工合が悪いので……まあ  
よく調べることにして……。そういう  
お話を出たような案例があるとする  
と、この法律案について字句の点につ  
いて少し考へなければならんことがあ  
る。國警のかたもそういうような事実  
がほかにもあるかどうか調べてもらいたい。倉吉の場合……。

○説明員(桐山謙三君) 只今倉吉の例  
が出来ましたのでございますが、倉吉は  
明員であります。國警の桐山企画課  
長。

○説明員(桐山謙三君) 只今倉吉の例  
が出来ましたのでございますが、倉吉は  
明員であります。國警の桐山企画課  
長。

第一條に次の二項を加える。  
国家地方警察本部は、前項に規定す  
る事務の外、第六十一条の二の規定に  
よる指示に関する事務を処理する。

第十二条第二項中「國家公安委員会」  
を「内閣総理大臣」に改め、同項の次  
に次の二項を加える。

前項の場合においては、内閣総理大  
臣は、國家公安委員会の意見を聽かな  
ければならない。

第五十二条の二特別区の存する区域に  
おける自治体警察の警監長は、内閣總  
理大臣が、これを任命し、一定の事由  
により罷免する。

前項の場合においては、内閣総理大  
臣は、特別区公安委員会の意見を聽か  
なければならない。

第五十二条の三 特別区の存する区域  
における自治体警察に要する経費は、  
都の負担とする。但し国庫は、予算の  
範囲内においてその一部を負担するこ  
とができる。

第五十三条中「前二条」を「前四条」  
に改める。

第六十一条の次に次の二章を加える。  
第六章の二 内閣総理大臣の指示

第六十一条の二 内閣総理大臣は、特  
に必要があると認めるときは、國家公

安委員会の意見を聽いて、都道府県公  
安委員会又は市町村公安委員会に對  
し、公安維持上必要な事項について、  
指示をすることができる。

1 この法律は、公布の日から施行す  
る。

2 この法律施行の際國家地方警察本  
部長官又は特別区の存する区域にお  
ける自治体警察の警監長の職にある  
者は、改正後の警察法の相当規定に  
より、それらの職に任命された  
ものとみなす。

警察法(昭和二十二年法律第百九十六  
号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 犯罪統計及び犯罪鑑  
識」を「第六章 犯罪統計及び犯罪鑑  
識」に改める。

警察法の一部を改正する法律案

警察法(昭和二十二年法律第百九十六  
号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 犯罪統計及び犯罪鑑  
識」を「第六章 犯罪統計及び犯罪鑑  
識」に改める。